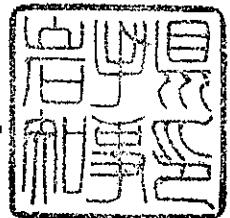


一般社団法人岩手県工業クラブ代表者様

岩手県知事 達 増 拓 也



法人県民税法人税割の税率の特例措置の期間の延長について

県政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、一定基準以上の法人に対し法人県民税法人税割の税率の特例措置を実施し、その収税につきましては、県の総合計画「いわて県民計画」における産業の振興に関する施策を推進するための貴重な財源として活用させていただいているところです。

この特例措置は、「平成 28 年 1 月 31 日までに終了する事業年度」を対象とするものですが、平成 28 年度以後におきましても、産業の振興に関する施策を推進する必要がありますことから、平成 27 年 9 月県議会において、この特例措置の対象期間を 5 年間延長する内容の岩手県県税条例の一部改正が行われたところです。

県といたしましては、財源の効率的配分と経費の削減等の合理化に努めているところですが、本県の財政事情は大変厳しい状況にありますので、この改正につきまして御理解を賜りますようお願い申し上げます。

法人県民税法人税割の税率の特例措置の内容

【現行の概要】

税率 4.0 パーセント

対象期間 平成 28 年 1 月 31 日までに終了する事業年度

対象法人 資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人、又は法人税額が 1,000 万円を超える法人

※ 特例措置の適用対象とならない法人については、3.2 パーセントの税率が適用されます。

(岩手県県税条例第 37 条、附則第 19 条、第 20 条)

【改正の内容】

対象期間を「平成 33 年 1 月 31 日までに終了する事業年度」まで、5 年間延長させていただくものです。

【担当】 総務部税務課管理企画担当 電話 019-629-5144

